



報道機関各位

令和元年10月9日
室蘭開発建設部 広報官

災害時の緊急車両通行ルートを迅速に確保するために

～災害対策基本法に基づく日勝峠豪雪時を想定した放置車両移動訓練～

室蘭開発建設部は、平成26年11月の災害対策基本法の改正を踏まえ、大規模地震や豪雪等の災害発生時に緊急車両の通行ルートを確保することを目的とする放置車両の移動訓練を下記のとおり行います。

記

- 1 実施日 令和元年10月16日(水) 13:30～14:30
- 2 実施場所 室蘭開発建設部 日高道路事務所 構内
沙流郡日高町松風町2丁目251番地4 (別紙参照)
- 3 参加機関 北海道警察(門別警察署)、日高西部消防組合消防本部、日本自動車連盟(JAF)、室蘭開発建設部
- 4 訓練の内容 日高地方で大雪及び暴風雪警報が発表され、暴風雪及び局地的な大雪が発生し、国道274号日勝峠で立ち往生車両が発生したと想定し、以下の実働訓練を実施。
(1) 現地状況の確認と道路啓開の必要性判断
(2) 車両移動前の車両記録と立ち往生車両の移動
ケース①: 日本自動車連盟(JAF) レッカー車による車両移動
ケース②: 維持業者(除雪ドーザ)による車両移動
(3) 警察への引き継ぎと緊急車両の通行(消防車両、パトロール車両)

※悪天候など当日の気象状況によっては、中止や参加機関が変更となる場合があります。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

道路防災推進官 芳川 信之 電話 0143-25-7047 (ダイヤルイン)

広報官 三木 和美 電話 0143-25-7051 (ダイヤルイン)

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>



日高道路事務所 位置図

別紙



出典：国土地理院

災害時の緊急車両通行ルート確保

～災害対策基本法の改正～

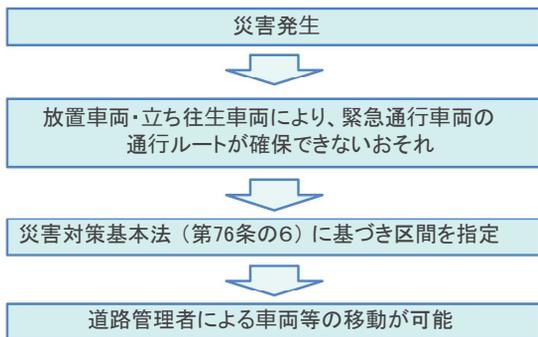
国土交通省北海道開発局
室蘭開発建設部

災害対策基本法改正の概要

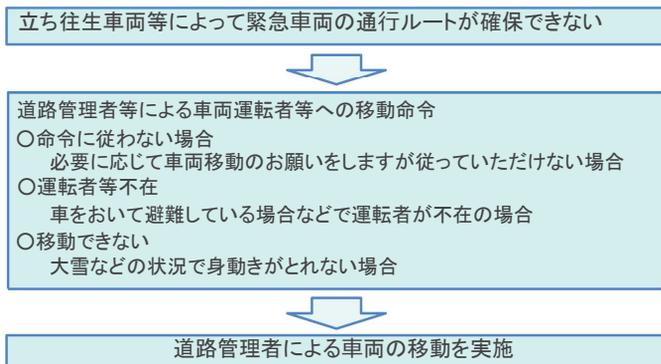
大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■ 区間指定の流れ



■ 車両移動の流れ



道路利用者の皆様へのお願い

- 暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- 大地震や暴風雪等の災害時に、車両等において避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ
通行止め情報メール配信サービス
異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信
※継続によっては登録できない場合があります。
※別途連絡料がかかります。



道路の異常を発見したときは…
24時間受付
道路緊急ダイヤル
#9910 (全国共通番号)
※通話は無料です。

北の道ナビ 吹雪の視界情報

吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施
パソコン▶<http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm>
スマホ▶<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm>

国道・道道の通行規制情報をチェック 北海道地区道路情報

道路規制情報、道路気象情報、道路画像
情報をWebページで確認
パソコン▶<http://info-road.hkb.hkd.mlit.go.jp/>



立ち往生車両発生状況



登坂不能車による渋滞状況



除雪車による牽引状況